

山菜の出荷制限・出荷自粛について

相馬地方においては、枠内の品目について出荷制限及び出荷自粛の要請が出されております。枠内の品目は、基準値100Bq/kg以下であっても出荷販売等をしないようにお願いします。

枠内に記載のない品目については、震災以降、出荷をしようとする事案がなく、モニタリング検査が十分に実施されていないことによるもので、安全が確認されているということではありません。

そのため、出荷を希望される方は、県のモニタリング検査にご協力をお願いします。

①出荷制限の指示が出されている市町村・品目

・相馬市

くさそてつ(ごみ)、たけのこ、ふきのとう(野生)、ぜんまい、たらのめ(野生)、こしあぶら、うど(野生)

・南相馬市

くさそてつ(ごみ)(野生)、たけのこ、ふきのとう(野生)、ぜんまい、たらのめ(野生)、わらび、こしあぶら

・新地町

たけのこ、たらのめ(野生)、こしあぶら

②出荷自粛の指示が出されている市町村・品目

・南相馬市

くるみ

・飯舘村

たけのこ、たらのめ(野生)、こしあぶら



※加工用の原材料として使用することもできません。

【問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 森林林業部 林業課

TEL:0244-26-4305 FAX:0244-26-1216

